

# 若者の政治参加を通じた 地域活性化に係る特区提案

任意団体・万年野党（政策監視会議）

特定非営利活動法人認証申請中

田原総一郎、磯山友幸、高橋亮平

賛同者： 桜井勝延 南相馬市長、松尾崇 鎌倉市長

# 若者の政治参加を通じた地域活性化に係る特区提案

## 1、背景

若者の政治参加拡大の必要性について、指摘されて久しいが、改善に向かっていない。

政治参加に関しては、若年層の投票率の低さとともに、議会での世代別構成（20～30歳代の比率がごく限られること）が重大な問題。国政以上に地方政治において、さらにその傾向は強い。

（注）町村議会では、60歳以上が67%、40歳未満はわずか2%に過ぎない  
（平成25年町村議会議長会調査資料より）

こうした状況は、若者の意見が政治に反映されないことだけでなく、地方議会がしがらみと旧弊に覆われ、地方政治、さらには地域全体の沈滞をもたらしている。地方政治の場に若者を入れることを通じて、地域を活性化していく方策を提案したい。

# 若者の政治参加を通じた地域活性化に係る特区提案

## 2、提案

### (1) 「若者政治参加特区」の創設

現行の公職選挙法では、地方議会議員などの選挙に関し、選挙権は20歳以上、

被選挙権は25歳以上など、一律に法定されている。

これにつき、以下の特例措置を講ずる特区を提案する。

### < 「若者政治参加特区」における特例措置 >

市町村議会などの選挙に関して、選挙権・被選挙権の年齢などの制度につき、

市町村が独自に設定できることとする。

- ・例えば「選挙権は18歳以上、被選挙権は20歳以上」など、市町村が独自に引き下げを行うことを認める。
- ・また、年齢だけでなく、選挙権付与年齢に達していない子どもの選挙権を保護者が行使できるといった、さらに踏み込んだ制度の可能性も視野に入れ

る。

特区において、若者の意見が政治の場により反映され、地方政治と地域が活性化・改善される効果を実証し、全国自治体への展開、さらには国政への展開を目指す。

(なお、かつて構造改革特区においても同様の提案がなされたことがあるが、当時は、こうした提案は特区になじまないとされ、検討対象とならなかった。)

# 若者の政治参加を通じた地域活性化に係る特区提案

## (2) 大学・大学院に「通信制・政治実習コース」を開設

さらに、意欲ある優秀な若者を地方政治の場に呼び込むため、政治家になるための新たな道筋づくりをあわせて行う。

具体的には、大学・大学院に「通信制・政治実習コース」を設け、「学生の間だけ議員をやり、卒業したらいったん政治を離れる」という道筋を作る。

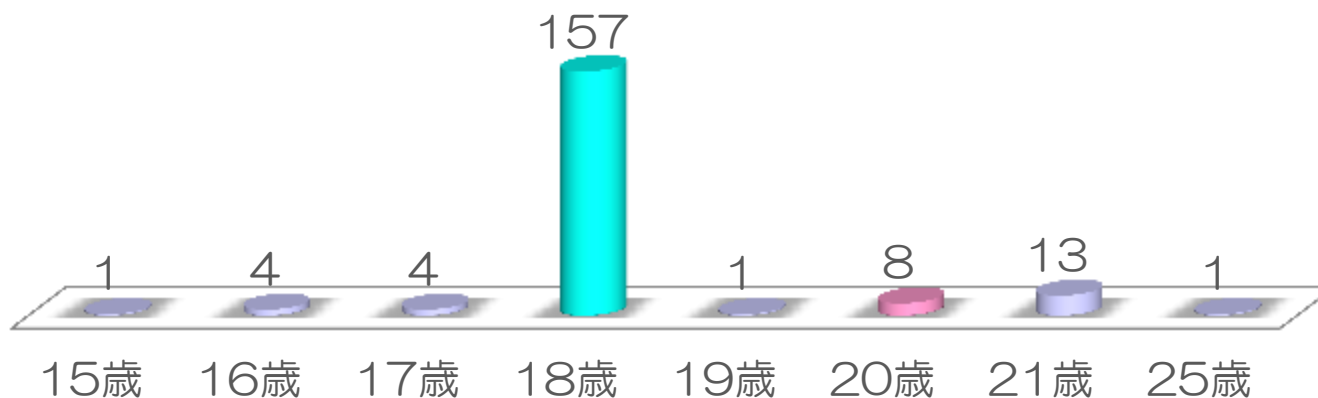
こうしたコースを創設するうえで、単位認定などにつき必要な特例措置を、特区においてあわせて講ずる。

### <「通信制・政治実習コース」の内容>

- ・ 公共政策・政治系の大学学部・大学院の一コースとして、当団体の協力のもと、  
「通信制・政治実習コース」を開設。
- ・ 学生は、通信制で学びながら、地方議員として活動し（選挙に当選することは前提。議会質問などの活動を単位として認定する）、4年間の議員任期で卒業・修了できる。
- ・ 通信制で提供する教育内容については、当団体のメンバーが協力して、最高水準の知識・情報提供を行なう。
- ・ 学生には「実践を積みながら学ぶ機会」を提供するとともに、「意欲・能力・知識のある若者を地方政治の場に呼び込む」ことが期待できる。
- ・ 卒業生は、いったん政治を離れ、企業、研究機関、官庁などに就職することを基本とする。さらに別の世界で社会経験を積んだ上で、再び政治の世界に入ることも含め、日本を支える人材となることを期待する。

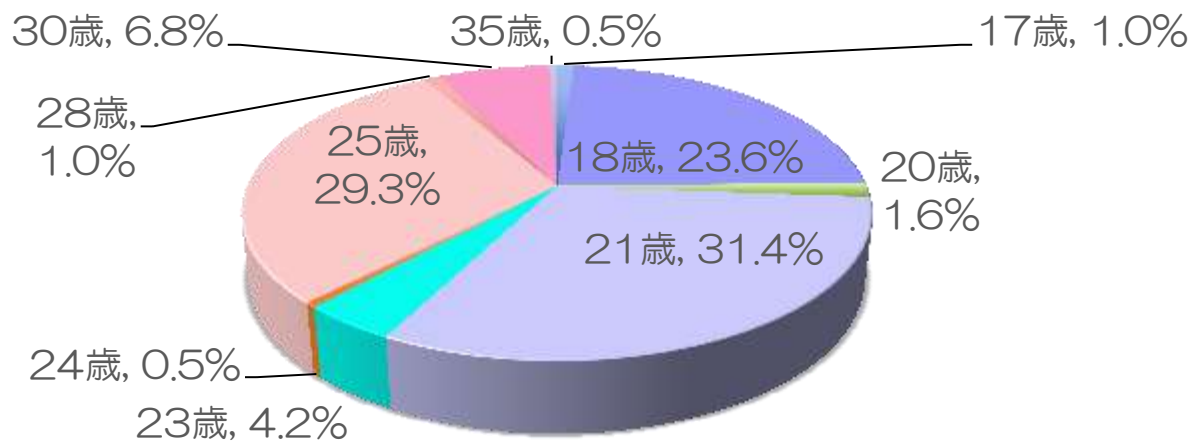
## 世界の87.8%が18歳までに選挙権を保障

世界189カ国・地域のうち18歳で選挙権を保障しているのは、166と全体の87.8%。G8では日本以外、OECD34カ国では日本と韓国以外の全ての国が18歳としている。1960年代末から70年代にかけて、欧米では選挙権年齢の18歳への引き下げが相次いだ。日本と同じ20歳選挙権だった韓国も2005年に公職選挙法を改正し19歳に引き下げた。



## OECD加盟国の79.4%が21歳までに被選挙権を保障

世界191カ国・地域のうち、18歳で被選挙権を保障しているのは、24.6%、21歳までには57.6%の国・地域で被選挙権を保障している。OECD加盟34カ国の中では、52.9%（18カ国）が18歳までに、79.4%（27カ国）が21歳までに、被選挙権を保障している。



## 世界の選挙権年齢引き下げの流れ

### ◇選挙権・被選挙権年齢のみを引き下げた国／ドイツ

1970年に、成人年齢21歳を引き下げずに選挙権年齢を21歳から18歳に、被選挙権年齢を25歳から成人年齢に引き下げ。

その後1974年に、成人年齢が18歳に引き下げ。

### ◇成人年齢と一体で引き下げた国／イギリス

1969年に成人および選挙権年齢を21歳から18歳に引き下げ。

### ◇選挙権・被選挙権年齢を一致させた国／スウェーデン

1976年に、選挙権年齢を20歳から18歳にすると同時に、被選挙権年齢を18歳に引き下げ。

## 地方からの16歳選挙権への動き

ドイツやオーストリアでは州単位で選挙権・被選挙権年齢を定められ、未成年である16歳への選挙権の保障が地方から広がっている。

## 10代の首長・議員が誕生

アメリカでは、2001年にペンシルバニア州マウントカーボン町に18歳大学生町長、2005年にはミシガン州ヒルズデール市に18歳の高校生市長が誕生。

## 平成の大合併と、自治体での未成年住民投票144市町村に広がる (2005年時点)

- 2000年 要項に基づく投票方式の合併市民意向調査を実施し、田無市と保谷市（現・東京都西東京市）で18歳が初めて投票。  
投票率は、全体44.17%、18歳36.97%、19歳32.20%
- 2002年 愛知県高浜市で全国初の常設型未成年住民投票条例制定
- 2003年 長野県平谷村で全国初の中学生以上に投票権を保障した住民投票を実施。投票率は、全体88.49%、中学生96%
- 2003年 複数の自治体から構造改革特区を活用し、自治体における選挙権・被選挙権年齢の引き下げを提案。



## 構造改革特区提案

2003年の第4次、2005年の第7次にNPO法人が公職選挙法9条および10条と地方自治法18条および19条に係る「選挙権年齢引き下げ特区」を提案し、さらに、国民投票法成立を受け2008年の第13次、2009年の第15次に「地方選挙権・被選挙権年齢を地方で決める特区」をあらためて提案、総務省は「日本国憲法の改正手続きに関する法律附則第3条において、『国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法、その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする』とされているところであり、選挙権年齢の問題については、この規定に基づき、民法上の成人年齢や刑事法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分考慮しながら検討すべき事柄である」と回答している。

また、こうした選挙権・被選挙権の年齢引き下げに関しては、自治体からの特区提案もあり、2003年の第4次で埼玉県北本市、第7次～第10次、第12次で広島県三次市が提案している。